

議案第 6 4 号

大野市保育の職場 I C T 等運用経費支援金交付要綱案

令和 7 年 1 2 月 2 3 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

保育の職場において I C T ツールの導入を推進し、保育士等や将来保育士等を
目指す者にとって働きやすい環境の整備を推進するため

大野市保育の職場 I C T 等運用経費支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 月 日

大野市教育委員会

大野市保育の職場 I C T 等運用経費支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育の職場において I C T ツールの導入を推進し、現役の保育士、保育教諭及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）や将来保育士等を目指す者にとって働きやすい環境の整備を推進するために、I C T ツールの運用に係る経費に対して支援金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和 5 7 年規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間の幼保連携型認定こども園であること。
- (2) I C T ツールを活用し、次に掲げる業務を 5 つ以上行っていること。ただし、パソコン等に附属したオフィス系ソフト等のみで業務を行っている場合は、要件を満たさないものとする。
 - ア 指導計画の作成、管理等
 - イ 保育日誌の作成、管理等
 - ウ 成長経過記録健康管理記録の作成、管理等
 - エ スマートフォン・タブレット端末によるこどもの写真撮影
 - オ 午睡チェック
 - カ 児童保育要録の作成、管理等
 - キ 出席簿の作成、管理等
 - ク 登園・降園管理

- ケ 連絡帳のデジタル化
- コ おたよりや緊急連絡のデジタル化
- サ 写真販売のデジタル化
- シ その他保育士等の業務負担軽減につながると教育委員会が認めるもの
(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、幼保連携型認定こども園1施設当たり500,000円を上限とし、予算の範囲内において交付する。

2 支援金の対象経費は、前条第2号に掲げる業務を行うICTツールの維持に係る経費(インターネット使用料、システム使用料等)とする。ただし、支援金の額に千円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てる。

3 支援金の交付回数は、幼保連携型認定こども園1施設につき、年度ごとに1回とする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大野市保育の職場ICT等運用経費支援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 福井県保育の職場づくり総合対策事業支援金実施要綱(令和7年4月1日付け児第304号)に定める状況説明書
- (3) 第2条第2号に掲げる業務を行うICTツールの維持に係る経費を証明できる書類

(支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第2条に掲げる要件について審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、申請者に対し、大野市保育の職場ICT等運用経費支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支援金の実績報告)

第6条 支援金の実績報告をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大野市保育の職場ICT等運用経費支援金実績報告書(様式第3号)
- (2) 福井県保育の職場づくり総合対策事業支援金実施要綱に定める状況説明書
- (3) 第2条第2号に掲げる業務を行うICTツールの維持に係る経費の支払いを

証明できる書類

(関係図書の保存)

第7条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、交付決定が属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
施 設 名
代表者氏名

大野市保育の職場ICT等運用経費支援金交付申請書

大野市保育の職場ICT等運用経費支援金の交付を受けたいので、大野市保育の職場ICT等運用経費支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類 (1) 福井県保育の職場づくり総合対策事業補助金実施要綱に定める状況説明書
(2) 大野市保育の職場ICT等運用経費支援金交付要綱第2条第2号に掲げる業務を行うICTツールの維持に係る経費を証明できる書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

大野市指令 第 号

申請者

大野市保育の職場 I C T 等運用経費支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野市保育の職場 I C T 等運用経費支援金について、大野市保育の職場 I C T 等運用経費支援金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 支援金の対象となる内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 支援金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第 1 2 条に該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
施 設 名
代表者氏名

大野市保育の職場ICT等運用経費支援金実績報告書

令和 年度大野市保育の職場ICT等運用経費支援金事業が完了したので、大野市保育の職場ICT等運用経費支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額 円

- 2 添付書類
- (1) 福井県保育の職場づくり総合対策事業補助金実施要綱に定める状況説明書
 - (2) 大野市保育の職場ICT等運用経費支援金交付要綱第2条第2号に掲げる業務を行うICTツールの維持に係る経費の支払いを証明できる書類

令和 年度保育の職場づくり総合対策事業補助金（ICT等活用推進報奨金）状況説明書

施設名

のセルに記入

導入日

1 ICTツールの活用状況

ツール名	活用方法
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

2 保育者の業務負担軽減内容

(上記1のICTツールが、どのように保育者の業務負担軽減に繋がっているのかを記載すること。)

--